

# 令和2年度第22回 教育委員会会議 会議録

- 1 日時 令和3年3月24日（水）13：15～13：36
- 2 場所 教育委員会会議室 ハーバーセンター4階
- 3 出席者 <教育委員会>  
長田教育長  
正司委員 梶木委員 伊東委員 今井委員 山下委員  
<事務局>  
長谷川事務局長兼教育次長 住谷教育次長 工藤総務部長  
松本教職員人事担当部長 竹森学校支援部長 藤原学校教育部長  
羽田野学校計画担当部長 山下総合教育センター所長
- 4 欠席者 0名
- 5 傍聴者 2名（一般2名・報道0名／報道0社）
- 6 会議内容

（長田教育長）

ただいまから、教育委員会会議を始めます。

本日は、議案12件、協議事項が3件、報告事項が3件です。まず、非公開事項についてお諮りをいたします。このうち、教第86号議案、協議事項64、報告事項1、報告事項3については、教育委員会会議規則第10条第1項第2号により、職員の人事に関する事。教第84号議案につきましては、教育委員会会議規則第10条第1項第3号により、長の作成する議会の議案に関する事。教第79号議案、教第82号議案、報告事項2につきましては、同項第4号により、社会教育委員及び法律又は条例に基づき設置する附属機関の委員の委嘱及び解嘱並びに任免に関する事。教第76号議案、教第80号議案、教第81号議案、協議事項65につきましては、同項第6号により、会議を公開することにより、教育行政の公正かつ適正な運営に著しい支障が生じるおそれのある事項であって、非公開とすることが適当であると認められるものに該当すると思われまますので、非公開としたいと思いますが、いかがでしょうか。

（賛同）

（長田教育長）

ありがとうございます。

**教第75号議案** 神戸市奨学金条例施行規則を廃止する規則について

(長田教育長)

それでは、教第75号議案からまいります。神戸市奨学金条例施行規則を廃止する規則についてです。

では、説明をお願いします。

(市邊学校経営支援課長)

先月、事前の意見公募手続に入る際に御説明させていただきましたとおり、本件につきましては、国に支援制度の大幅な拡充を受けまして、対象者が重なる神戸市奨学金の募集及び支給を停止するにあたり、手続などを定めております、神戸市奨学金条例施行規則を廃止するものです。

事前の意見公募の概要と結果につきましては、参考資料としてお付けさせていただいております。

説明は以上です、よろしく願いいたします。

(長田教育長)

それでは、この件について御意見等ございませんか。

特にございませんか、よろしいでしょうか。

特にないようでしたら、教第75号議案承認とさせていただいてよろしいでしょうか。

(賛同)

(長田教育長)

ありがとうございました。

(市邊学校経営支援課長)

ありがとうございました。

## **教第83号議案** 学級編制基準の変更について

(長田教育長)

続きまして、教第83号議案、学級編制基準の変更についてです。

では、お願いします。

(藤井教職員人事担当課長)

学級編制基準の変更について、御説明させていただきます。

資料に編成の要綱を付けさせていただいておりますが、主な内容としましては、令和3

年度から、段階的に小学校の学級編制を少人数学級として、35人の学級編制に令和7年度までかけて、6年生まで改正される方向になってございますので、来年度につきましては、小学校2年生の分が、単式学級のところが35人学級になるというところを変更してございます。私からの説明は以上でございます。

(長田教育長)

それでは、この件について御質問等はございませんか。

よろしいでしょうか。これは、来年度は小学校2年生までですけれども、翌年度は小学校3年生まで35人学級で、毎年改正をしていくということですね。

(藤井教職員人事担当課長)

法律の改正が単年度、改正されていくので。

(長田教育長)

そういうことですね。

(藤井教職員人事担当課長)

合わせて毎年、改正を。

(長田教育長)

毎年法律改正があって、それに伴って、我々のほうも改正をする。

(藤井教職員人事担当課長)

はい。

(長田教育長)

特にならなければ、教第83号議案、承認とさせていただいてよろしいでしょうか。

(賛同)

(長田教育長)

ありがとうございました。

**教第77号議案** 今後の中学校給食について

(長田教育長)

続きまして、教第77号議案、今後の中学校給食についてです。

(竹森学校支援部長)

以前から、何度も説明をさせていただいてます、中学校給食、基本的な考え方ということで、お配りさせていただいている考え方で、今後進めさせていただいて、この考え方を基に、令和3年の秋頃までに、今度は大きな基本方針を策定して、早期の移行を目指してまいりたいと考えてございます。

説明は以上です。

(長田教育長)

それでは、この件について御意見はございませんか。

今のところは御覧を頂いて、その意見を反映して、その基本的な考え方をまとめたということになっております。

今後はこれに基づいて、検討を進めるということになりますが、いかがでしょうか。

(正司委員)

この件については、これまでも議論してきていることなので、基本この方向でいいのじゃないかと思います。

お願い事項になりますが、基本方針の検討を進める中で可能な範囲で結構ですが、我々としても、保護者の方、生徒の皆さんに、こういう方向で議論をしていっていることを伝えることを心がけたほうがいいかなと思いますので、その点よろしくをお願いします。

(竹森学校支援部長)

はい、伝えます。

(長田教育長)

そうですね、この基本的な考え方もそうですし、今、学校給食委員会でしたか、既に始まっておりますけれども。あの委員会での議論の内容ということも含めて、こういうふうに進んでいるということを、生徒の皆さん、保護者の皆さん方に、分かりやすく広報をしていくということが重要だと思いますので。また、学校とも連携しながら、どういう格好が一番望ましいPR、広報の在り方なのかということも十分考えてもらいたいなと思います。

ほかにございませんか。

少しこのスケジュール的には、秋頃までに基本方針の策定ということで、若干タイトのような気もしますけれども、まず待ち望まれていることですので、少しでも早く温かい給食が提供できるように、教育委員会としても精いっぱい努力していきたいと思っております。

で、よろしく願いをいたします。

それでは、この教第77号議案、承認とさせていただいてよろしいでしょうか。

(賛同)

(長田教育長)

ありがとうございました。

(都築健康教育課長)

ありがとうございます。

**教第78号議案** 神戸市就学援助規則の一部を改正するにあたり、意見公募手続きを実施する件について

(長田教育長)

教第78号議案にまいります。神戸市就学援助規則の一部を改正するにあたり、意見公募手続きを実施する件についてです。

お願いします。

(都築健康教育課長)

教第78号議案でございます。規則改正、意見公募手続きなのですが、書いてあると思いますが、令和3年4月上旬から5月中旬にかけての予定です。改正内容は、別紙もう1枚のほうを見てください。

現在、学校給食にかかる就学援助費は、教育委員会事務局が学校に振り込みが行われます。学校から学校給食会に振り込みを行っております。

このたび、学校現場と事務局の業務改善及び会計の透明化を図ることを狙って、事務局から直接、学校給食会に振り込むというふうに規則改正を行いたいというふうに思っております。

説明は以上でございます。

(長田教育長)

この件について御意見はございませんか。

(山下委員)

すいません。

(長田教育長)

どうぞ。

(山下委員)

参考までにお伺いしたいのですが、現状で示されているように、学校に振り込む形になった、何か要因といいますか、理由というものがもし何かお分かりであれば、少し簡単に御説明いただければと思います。

(北原中学校給食係長)

お答えいたします。

就学援助費なのですが、就学援助規則の中で、保護者に支払うという形になってございます。この学校に対する、学校給食費につきましては、学校長に委任するという規定が設けられておまして、保護者にお金の支払いを行わず、学校長の口座に一旦預けると、そこから、学校給食会にというふうなお金の流れになってございます。それを今回、規則改正行いまして、整理しようというものでございます。

(山下委員)

ありがとうございます。

(長田教育長)

よろしいですか、ほかにございますか。

(梶木委員)

すいません。

(長田教育長)

どうぞ。

(梶木委員)

この法改正後は、小学校も中学校も両方ということの認識でよろしいですか。

(都築健康教育課長)

両方です。

(梶木委員)

特別支援学校、全てということですね。

(都築健康教育課長)

そうですね、全て、特別支援学校も含んでいます。

(梶木委員)

ありがとうございます。

(長田教育長)

ほかにございませんか。

特にないようでしたら、この教第78号議案、承認とさせていただいてよろしいでしょうか。

(賛同)

(長田教育長)

ありがとうございました。

**教第85号議案** 神戸市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について

(長田教育長)

続きまして、教第85号議案です。神戸市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定についてです。

それでは、説明をお願いします。

(山出総務課長)

資料は85と、公印規則の改正でございますが、2ページ目の資料のほう、規則改正のほうを御覧いただきまして、新旧対照表を中心に御説明させていただきたいと思えます。

主には2点ございます。1点目は、第11条関係ですけれども、改定前は、印版を使用する、いわゆる印影を使って印刷をする場合、この場合、総務課長の承認を受けなければならないという形をしていたのですが。学校長印、学校長が管守する公印につきましても、総務課長の承認が必要という状態でございます。

それを、学校長が管理する、管守する公印につきましても、この改定後のほうですが、その他の公印というのが学校長印等が入ってございます。こちらにつきましても、管守責任者、つまり、学校長の承認を受ければ、それで委任されるという形にしまして、事務を簡素化しようとするものが1点でございます。

第12条関係は、もともと改正前は右側ですが、押印の省略ということで、省略はできる文章を制度の内部の文章に限定したような形でしてございました。こちらは、押印の廃止の見直しの動きもございますので、今後、改正後ですが、押印すべき文章につきましては、次のページの1号から4号までに限定列举をいたしまして、押印の見直しを進めようとする改正でございます。

この改正につきましては、市長部局においても、同様の改正が予定されているものでございます。

以上でございます。

(長田教育長)

この件について御意見はございませんか。

(今井委員)

よろしいですか。

(長田教育長)

どうぞ。

(今井委員)

改正の方向はこれでいいと思いますが、12条で列举されているこれらに当たるのか当たらないのかというのを、職員の皆さんが分かりやすく、何かこう判断できるような、今後何か一覧表みたいなものでも、策定していかれるのでしょうか。

(山出総務課長)

すいません、現時点で細かくこれがこうという形で、周知する予定ではございませんでしたが、ちゃんと分かりやすくするように、訂正をいたしまして、修正してまいりたいと思います。

(今井委員)

よろしく申し上げます。

(長田教育長)

よろしいでしょうか。

極力、押印は限定するということです。分かりやすくいうと、どうしてもやむを得ないものと言いますか、必要なものに限るということです。今の今井委員の御意見を踏まえて、学校現場に分かりやすく周知するというところでいうと、きっちり明示して、これだ



けをというのは難しいかも分かりませんが、明示に少しでも管轄できるようにしたらよいというような、何か工夫をしてもらえたらなという気がします。

(山出総務課長)

工夫します。ありがとうございます。

(長田教育長)

ほかにございませんか。

ほかにならうでしたら、この教第85号議案、承認とさせていただいてよろしいでしょうか。

(賛同)

(長田教育長)

ありがとうございました。

#### **協議事項48** 学校園における新型コロナウイルス感染症対策等について

(長田教育長)

続きまして、協議事項48です。学校園における新型コロナウイルス感染症対策等についてです。

(山出総務課長)

それでは、定期的な事項となつてございますが、学校園における感染確認状況のほうの資料で、御説明させていただきたいと思ひます。

3月21日現在の数値がこちらに載つてございます。毎回比較を申し上げておりますが、前回3月8日時点の数字から18日間で、児童生徒数については5人の増、教職員につきましては1人の増、校園数につきましては5校園という形で、行政機関でこれを見ると、5件5校分ですので、かなり収まってきた状況ではあるかと認識しております。

ただ、参考、下のグラフ、全市の新規感染者数の推移でございますが、若干2月下旬よりも上がつてきているというのが、全国的に同じような傾向のところがあるのかなというように感じてございますので、引き続き、気を緩めずに取り組んでまいりたいと思ひてございます。

以上でございます。

(長田教育長)

それでは、御意見があればお伺いしたいと思いますが。

今後の方針に係る内容につきましては、教育委員会会議規則、第10条第1項第6号の規定により、会議を公開することにより、教育行政の公正かつ適正な運営に著しい支障が生じるおそれのある事項であって、非公開とすることが適当であると認められるものに該当すると思われますので、後ほど非公開の場で協議をしたいと思っておりますがよろしいでしょうか。

(賛同)

(長田教育長)

それでは、今後の方針以外の部分で、御質問、御意見があればお願いをしたいと思いません。

もしあれば、どうぞ、今井委員。

(今井委員)

感染対策しながら、ちょうど卒業式を迎えているところで何か現場のほうで感染対策をしながら、そういう式典でお困りであったり、何かこういうふうに工夫ができましたとか、どんな感じかを御紹介できる範囲で教えていただければと思うのですけれども。

(住谷教育次長)

明日が小学校の卒業式、中学校はこの間終わりましたけど。やはり、感染防止ということで。中学校の報告を受けてますが、やっぱり感染防止ということで、可能な限り席を開けるとか、歌は歌わないとか、その辺でやっぱり制限をかけてやったのですけれど。

やっぱり、去年の経験がございまして、随分学校のほうで工夫をして、外で合唱を行ったりですとか。あと、大規模校は保護者を入れることができなかつたんですね。ですから、ライブ中継をしたりとか。それとか、中にはDVD等々を配ったのもございまして、本当に様々子供たちが、本当に今年一年苦勞した子供たちですから、最後の思い出となるように、よい卒業式、思い出に残る卒業式が、ほとんどの学校でできたと聞いています。

(長田教育長)

この前の、屋外でマスクをして歌唱の練習、卒業式の練習をしている間に少し具合が悪くなったという、多くの子供たちが具合が悪くなったという事例がありましたよね。

あれは、専門家のアドバイザーの方にも御意見を伺いをしてもらって、学校園に周知をしているはずですけども。

やっぱり、特にふだん大きな声が出せないのが、屋外であればいいだろうと思ってマスクをしたまま、恐らく、子供たちもそういう機会だから、一生懸命大きな声で歌ってい

る感もあります。そういうところも、やっぱり少しリスクがあるようなことも、前の事例では分かったのかなという気もしますので。

屋内で、なかなか歌唱ができないという中で、屋外でもどういうやり方で、どういう方法が子供の安全のために、健康のためにいいのかということも模索しながらになって、非常に難しいとは思いますが、ぜひこの前の事例を共有して、事故のないように円滑に進むようにしたら、どうすればいいのかということ、学校や現場とよく話をしてもらいたいなというふうに思っていますのでよろしくお願いします。

ほかにございませんか。

特にないようでしたら、この際、他の項目等について、何か御意見等はございませんでしょうか。

また、お気づきのことがありましたら、後日でも結構ですので、事務局のほうまで御連絡を頂ければと思います。

それでは、本日の公開案件はこれで終了をいたしました。恐れ入りますが傍聴者の方々は、御退席をお願いいたします。

閉会 午後 1 時 36 分